



企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 ☎476-1111(企画広報係222 企画政策係222)

◆危険廃屋解体撤去補助事業について【企画広報係】

町民の安心・安全な住環境および景観の向上を図るため、平成23年度から平成25年度までの期間限定で危険廃屋の解体・撤去に係る経費の一部を補助しております。最終年度となる今年度においても随時相談受付を行っている状況ですが、今年度分の予算については限りがあるため、**予算が無くなり次第補助事業を終了させていただきます**ので、お知らせいたします。

なお、補助事業の概要等については以下のとおりとなります。

《補助の要件》

- ・解体撤去費用が30万円以上になる工事
- ・屋根・柱などの主要構造物が朽ちる等により、使用することが不能である建物
- ・他の公共事業等の補償対象となっていないこと
- ・町内の解体撤去業者を利用すること
- ・町税等に滞納がないこと

《補助金額》

- ・補助対象経費の3分の1で上限は30万円

《補助対象経費》

- ・住宅、住宅に付随する倉庫および車庫、店舗併用住宅の解体撤去費用

《補助対象とならない経費》

- ・家財道具、機械、地下埋設物等の処分費用

《補助金の交付手続き》

・補助金の交付を受けようとする方は、**工事着手前に事前審査申請書に関係書類を添えて、役場企画調整課に提出すること**になっています。

※補助金の交付手続き等の詳しい内容につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。



◆10月は『土地月間』です【企画政策係】

国土交通省においては、毎年10月1日を『土地の日』、10月を『土地月間』と定め、土地の基本理念や土地対策の重要性について、国民の関心を高め、その理解を深めることを目的として、普及、啓発活動を実施しております。この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんも土地の有効利用について考えてみませんか。

～国土利用計画法の届出制度～

一定面積以上の土地の取り引きをしたときは、権利取得者（売買の場合は買主）は、土地の利用目的等を記入した県知事あての届出書を、土地の所在する市町村役場へ提出する必要があります。

■届出が必要な取引

※一定面積以上の一団の土地について、土地に関する権利を移転、または設定する土地売買等の契約（売買契約、売買予約契約、権利金を伴う賃貸借契約、交換契約等）

■一定面積

※都市計画区域内は5,000㎡以上、都市計画区域外は10,000㎡以上

■届出の期限

※契約を締結した日から起算して2週間以内